

御坊市市制施行70周年記念キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に関する要項

(目的)

この要項は、御坊市が令和6年4月1日に市制施行70周年を迎えることを記念し選定したキャッチフレーズ及びロゴマーク（以下「キャッチフレーズ等」）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッチフレーズ)

市制施行70周年記念キャッチフレーズは、別表第1のとおりとする。

(ロゴマーク)

市制施行70周年記念ロゴマークは、別表第2のとおりとする。

(著作権)

キャッチフレーズ等の著作権等すべての権利は、市に帰属する。

(使用の届出)

キャッチフレーズ等を使用する者は、御坊市市制施行70周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用届出兼承認書（様式第1号）を提出しなければならない。

(使用の範囲)

前条の規定による届け出があった際は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を受理せず、使用を承認しないこととする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、
又
は与えるおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当であると認められたとき。

(使用料)

キャッチフレーズ等の使用料は、無料とする。

(その他)

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要項は令和7年3月31日をもって、その効力を失う。

別表第 1

笑顔の絶えないこの街をこれからもこの先も

別表第 2

